**中小企業共通EDI 認証規約書**

**特定非営利活動法人ITコーディネータ協会**

**つなぐIT推進委員会**

第１条（総則）

本規約は、【特定非営利活動法人ITコーディネータ協会・つなぐIT推進委員会】が、業務アプリケーション・サービスのユーザーが安心して業務アプリケーション・サービスを選定し利用できるように、中小企業共通EDIに対応する業務アプリケーション・サービスが、中小企業共通EDI標準仕様書に適合していることを認証し、この認証によって業務アプリケーション・サービスを提供する企業の製品又はサービスの展開を促進させるとともに中小企業共通EDIを広く普及させることを目的とする。

第２条（認証）

特定非営利活動法人ITコーディネータ協会（以下、ITコーディネータ協会）は、別途提供する認証に関する詳細説明に従い、業務アプリケーション・サービスを提供する企業に対して、「中小企業共通EDI認証」を付与する。なお、詳細説明の概要は以下のとおりである。

認証の対象

　対象P：共通EDIプロバイダ

　対象B２：レベル２業務アプリ

　対象B１：レベル１業務アプリ

　対象T：連携補完アプリ

審査基準

業務アプリケーション・サービスについて、「中小企業共通EDI標準仕様書」への適合性並びに「中小企業共通EDIメッセージガイドライン」及び「中小企業共通EDI実装ガイドライン」に基づく公開度合を審査する。

認証内容

審査の結果、下記２要件を充足するものについて、「中小企業共通EDI認証」を付与する。

1. 中小企業共通EDIに対応する業務アプリケーション・サービスが、中小企業共通EDI標準仕様書に適合し、相互連携性を確保するために必要な要件を満たしていること。
2. ユーザーが相互に接続するために確認が必要となる機能について、業務アプリケーション・サービスがどのように対応しているかを公開情報で確認できること。

審査料(税別)

1. 共通EDIプロバイダ　 金100,000円
2. レベル２業務アプリ　　 金　50,000円
3. レベル１業務アプリ 金　50,000円
4. 連携補完アプリ 金　50,000円

第３条（認証を受けた企業の権利及び義務）

「中小企業共通EDI認証」を受けた企業は、認証を通知する書面の発行の日から２年間（以下「登録期間」という。）、自社の製品及びサービスについて、「中小企業共通EDI認証」の製品パッケージやパンフレット等への表記及びITコーディネータ協会が別途定める認証マークを使用することができる。

第４条（認証を受けた企業の登録）

ITコーディネータ協会は、認証を受けた企業に関する登録記録を保管し、認証を受けた企業の情報をホームページ等で公表する。

２．「中小企業共通EDI認証」を受けた企業は、認証登録料として、金40,000円（税別）を、認証を通知する書面の発行の日から14日以内に、一括して納付するものとする。

３．いったん納付を受けた登録料は、返還されないものとする。

４．「中小企業共通EDI認証」は、1年間の期間満了の1ヶ月前に申請し、別途定める更新申請を経ることにより、さらに1年間更新することができる。その後も同様とする。

第５条（「中小企業共通EDI認証」を受けた企業の責任）

「中小企業共通EDI認証」を受けた企業は、中小企業共通EDIの仕様に適合した状態を、登録期間中責任をもって維持するものとする。

２．「中小企業共通EDI認証」を受けた企業は、自社の製品又はサービスの中小企業共通EDIの仕様の適合性に関し、第三者から苦情を受け又は損害賠償その他の請求を受けた場合、「中小企業共通EDI認証」を受けた企業の費用と責任においてこれに対応し解決するものとし、ITコーディネータ協会に対し一切の負担及び迷惑を及ぼさないものとする。

第６条（調査及び認証の停止又は取消）

ITコーディネータ協会は、必要があると認めるときは、「中小企業共通EDI認証」を受けた企業の製品又はサービスの適合性について、「中小企業共通EDI認証」を受けた企業に対して報告を求めることができるものとする。

２．ITコーディネータ協会は、前項に基づく報告内容（報告の有無を含む。）を踏まえて、ITコーディネータ協会の裁量により、認証の一時停止又は取消を行うことができる。

３．「中小企業共通EDI認証」を受けた企業は、認証の一時停止期間又は認証の取消後は、「中小企業共通EDI認証」の表記及び認証マークの使用を行ってはならない。

４．「中小企業共通EDI認証」を受けた企業に異議がある場合にはITコーディネータ協会に申し出るものとし、ITコーディネータ協会は誠実に異議の内容を聴取したうえで、裁量により最終判断を行うものとする。

第７条（普及に関する協力）

ITコーディネータ協会及び「中小企業共通EDI認証」を受けた企業は、「中小企業共通EDI認証」の制度を通して、多くの企業が中小企業共通EDIに適合した業務アプリケーション・サービスを容易に開発・提供できる仕組みを構築し、中小企業EDIを広く普及させるために相互に協力を行っていくものとする。

第８条（改正手続）

本規約の改正は、ITコーディネータ協会つなぐIT推進委員会の審議を経て、ITコーディネータ協会が行うものとする。

附則

　本約款は、2020年4月27日から施行する。